

河津町令和5年度当初予算編成方針について

標記の件について、令和4年10月31日付けで河津町長より各課長・室長・事務局長・園長に対し、以下のとおり通知しました。

令和5年度当初予算編成方針

国は、9月の月例経済報告において、「景気は緩やかに持ち直している」と基調判断を据え置いた上で、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」とした。その一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」、「物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」との認識をあわせて示した。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野として、「人への投資と配分」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」を5つの柱とし、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

令和5年度においては、これら国の施策の動向に注視し、適切に対応していく必要がある。

本町の財政状況は、令和3年度一般会計決算では、実質収支が約2億5,300万円の黒字となったものの、歳入では、町税が前年度に比べ約1,340万円の減少となり、地方交付税など依存財源を活用することとなった。

歳出では、経常的経費は約3,500万円の減少となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から2.9ポイント減少し85.7%となったが、近隣市町に比べて若干高い水準にあり、新たな財政需要への対応が困難となる恐れがある。

令和5年度についても、歳入面では税収に増額要因は見当たらず、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税等の増収が見込めないことから、大幅な増額は見込みにくい。歳出面では、社会保障関係経費などの義務的経費の増額、投資的経費においても、労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など歳出増が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想される。

新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化は回復傾向にあるものの、ロシアのウクライナ侵略に伴う原油価格・物価高騰や円安の影響により、依然として先行きが見えない状況であるが、町内の厳しい経済状況等を考え、アフターコロナを目指したウィズコロナでの対策を推進し、これまでの安心安全対策や公共施設の長寿命化なども計画的に進め、合わせて交流人口・関係人口の増加に向けた取り組みにも力を入れていかなければならない。

これらの諸課題に対応するために、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業の廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、町民と共にアフターコロナを見据えた、新しい時代のまちづくりに取り組む。

令和5年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、下記事項に十分留意し予算編成を進めるものとする。

第1章 基本方針

1 基本目標・重点施策

令和5年度当初予算の基本目標と重点施策は、河津町第5次総合計画の基本目標に加え、以下のとおりとする。

(1) 基本目標：共創のまちづくり

(2) 重点施策

将来にわたり人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の町民と民間との力を合わせた取り組みが必要となり、次の項目を重点施策とする。

① 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

② 豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進

③ 未来を創る人が育つまちづくりの推進

2 歳出全般の見直し

各事業の実績と成果を的確に評価し、限られた財源の中で有効性と効率性の観点から事業の再構築に努め、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう歳出全般の見直しを図ること。また、目的完了または、変更された施設について、廃止を含めて検討すること。

3 一般財源ベースでのゼロシーリング

厳しい財源の中で政策的経費の財源を確保するため、経常的経費（義務的経費を除く）については、令和4年度当初予算の一般財源充当額を上限とすること。

4 歳入の確保

歳入の根幹である町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から課税客体的な把握に努めるとともに、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上に向けて取り組みを強化すること。このほか、受益者負担の適正化、水道料金や温泉料金等に係る未収債権の回収、町有財産の有効利用にも取り組むこと。国・県・外郭団体等の利用可能な補助制度（起債制度も含む）の把握に努め、積極的な提案を図ること。また、ふるさと納税の拡充を図り、財源確保を図ること。

5 共創、共働、共生による施策の推進

各事業の構築、推進に当たっては、町民、民間企業、関係団体と事業目的や課題認識を共有し、適切な役割分担に基づいて最大の事業効果を発揮しうよう努めること。

第2章 予算要求に当たっての基本的留意事項

1 当初予算の性格

当初予算は通年予算として編成するため、年間所要額を的確に見積もること。

2 国・県の動向

国や県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、新たな支援制度など、従来の補助制度に捉われず、所管省庁以外の補助制度についても幅広く情報収集を行い、新たな財源の確保に努めること。既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握した上で要求すること。

3 新規事業の構築、既存事業の見直し

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、円滑に事業実施できるよう関係者に対して十分な説明を行うこと。なお、新規事業や既存事業の充実等により、新たな財源を必要とする場合は、原則として、既存事業の見直しを図る中で財源を確保すること。

4 特別会計、公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めること。

5 その他

定期監査、決算審査における監査委員からの意見及び議会決算審査特別委員会付帯意見のうちで予算に反映すべき内容を的確に把握するよう努めること。